

財務省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
90	本提案の目的は、払下げ要望等があった際に迅速な処分を可能とすることにあるが、現行制度では国へ返還する場合、代替道路を整備する場合、それぞれ期間を要し、事務も負担となっている。迅速な処分が可能となるよう、実態調査の結果を踏まえて、手続きの迅速化のための方策を検討いただくとともに、売却に伴う収益を国に返還する場合や、市町村・都道府県の公共事業等において当該国有財産を事業に編入する際に、事業が地域振興等に供すると認められる場合などについては、代替道路等の整備以外の方策によって、国への返還を不要とする要件を追加できないか再度検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○過去に市町村等に譲与された土地については、実態調査の結果、現行の手続においては、地域住民から払下げ要望があった場合や、公共事業用地となった場合には、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とするなど、事務負担に配慮しつつ迅速な処分を可能とするための方策を検討るべきではないか。	【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目次が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかった。 他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされなければ、処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはならないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとしたい。 【農林水産省】 市町村等に譲与された土地について、用途廃止に伴う国への返還や代替道路等の設置に向けた手続の期間等の実態調査の結果、地域住民から払下げの要望があつた場合や公共事業用地となった場合の国への返還から処分までの手続が長期間を要している場合は、その要因を踏まえ、迅速な手続きが行われるよう必要な事務の明確化等を図ることにより運用の改善を図る。 また、譲与した農業用の道路等の代替道路等の設置については、譲与した道路等が公共事業用地等となった場合に必要な道路等が、農業用以外であっても該地域の住民の生活上必要な道路として公共的性格があると認められる場合は、代替道路等として取り扱うことができるよう取扱いを明確化する。 なお、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とすることについては、譲与した土地は、国費で買収した国民共有の財産であり、地域の農業生産や生活に必要な公共施設であるから無償で市町村等に譲与しているものであり、それを用途廃止する場合は、国有財産として適正な方法で処分を行う必要があることから、慎重な対応が必要と考えている。
91	当県に限らず、引継ぎに係る書類等が全て整っているものであっても、財務省への引継ぎを行わない土地を抱えた自治体はあると考えている。全財務局等に対し、処分の目次が立たないことを理由に引継ぎを受けないといったことがないよう速やかに周知徹底していただきたい。 また、農林水産省から「その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」法定受託事務としているとの回答があったが、県からは不要地調書提出の際、対象地の経緯や現場の状況を農政局へ説明しており、國も「その経緯や状況を踏まえた上で不要地認定を行っている。そのため、不要地認定後は國においてその経緯や状況を踏まえて管理を行うことが可能であり、國により不要地認定された土地を旧農地法による法定受託事務として県が管理を続けなければならない理由はないので、不要地認定を行った国有農地等について、國において管理できない再度検討願いたい。	—	【新潟県】 農林水産省は、都道府県の法定受託事務としている理由を「経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」としているが、国有農地等の不要地認定手続きの際は、県から対象地に係る経緯や現場の状況を十分に説明し、國(地方農政局)はその状況を理解した上で、不要地認定を行っている。そのため、少なくとも不要地認定された国有農地等については、國においても経緯や現場の状況を踏まえた管理は可能と考える。 また、不要地認定した後も農林水産省が直接管理しない仕組み自分が、財務省への国有農地等の引継ぎに積極的に取り組まない要因にもなっているのではないか。 【長野県】 財務省及び農林水産省からの回答では、共同提案した理由である財務省への引継ぎ及び測量が進まない問題が解消されないことから、不要地認定を行った国有農地等については、國が管理するよう運用の見直しを求めたい。國が管理することが困難であっても、次の2点について運用の見直しを求めて。 1 都道府県では、国有農地の一般会計移管後に加わった財務省への引継ぎ事務が大きな負担となっている。引継ぎは、ルールが不明瞭で財務事務所や担当者によって必要な対応が異なることや、財務事務所から国有財産の管理状況について、都道府県が一方的に指摘を受ける状況に、大変苦慮・困惑している。このため、引継ぎについては、都道府県が財務事務所とやり取りすることがないよう、国有財産事務に精通する農林水産省の担当者が行っていただきたい。 2 財務省への引継ぎ等に必要な測量について、毎年縮小する交付金を活用して実施しているものの、事務量及び費用上の制約から本県では年間10件程度にとどまっている。このベースでは、50年後も国有農地等の管理を続けるなければならない状況であることから、不要地認定後に農林水産省において、まとめて実施していただきたい。	—	—	○都道府県が法定受託事務として一部の管理事務を担っている国有農地等について、不要地認定が行われた後の財務省への引継ぎに係る事務等を整理し、都道府県に担わせている法的根拠を明らかにしていただきたい。 ○提案団体のほか、複数の追加共同提案団体からも、国有農地等の財務省への引継ぎの際、処分の目次が立たないことを理由に引継ぎを断られているとの声が挙がっているところ、財務局における実態を踏まえ、処分の目次が立たないことを理由に引継ぎを断るような運用が行われないよう、財務局及び地方公共団体に対して書面で周知徹底するなどの必要な措置を講じるべきではないか。 ○不要地認定後の土地であって、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいるものについては、一定期間経過後は農林水産省において速やかに引き取り、財務省への引継ぎを行う運用とするための方策を検討すべきではないか。	【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目次が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかった。 他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされなければ、処分先の目次がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはならないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとしたい。 【農林水産省】 国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道府県知事に委任しており、都道府県が法定受託事務として行う事務としては、旧農地法施行令第15条第1項第2号に基づく維持及び保存(境界確定や越境状態の是正等及び草刈りなど)や同条第4項に基づく引継ぎ等の処分の適正を期すために必要な資料の地方農政局(農林水産大臣)への提出の事務がある。この提出資料の作成に当たり、都道府県は、地方農政局との引継ぎ事務の確認を終り、維持及び保存の管理主体として、その後の手続に手續りがないよう、各県の財務事務所等と境界確定等が適正に行われているかを確認するための調整を行っている。 また、財務省への引継ぎに係る事務については、都道府県からの資料をもとに、国有財産法施行令第3条に基づき地方農政局と財務事務所等との間で行われる。 不要地認定後の土地については、財務省とともに、財務省への引継ぎに係る事務が迅速に行われるよう、必要な事務の明確化や事務処理期間の標準化等を図る。 また、都道府県として境界確定等による財産の特定等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいる事案について、都道府県から地方農政局へ当該事案の管理状況の概要について提出があった際は、地方農政局は必要に応じて、各県財務事務所等及び都道府県と管理の状況に係る課題等について調整を行うなど、円滑な事務が行われるよう運用の改善を図る。 なお、これらにより、迅速な引継ぎのための手続が進むこと、管理については、維持及び保存に係る事務のうち、境界確定等は完了し、草刈り等の最小限の事務となることから、これを農林水産省の管理に整理替える手続を設けることは効率的ではないと考える。
92	非課税の範囲の詳細な基準、非課税の要件の具体的な事例集があることにより、非課税とすべき範囲が明確化され、効率的な事務処理が可能となることから、ぜひ、早急な対応をお願いしたい。	—	—	—	—	—	登録免許証の非課税証明の事務に際し、登録免許税法別表第三の十二(第三欄第一号)において規定する「専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」に該当するか否かについては、各々の宗教法人の特異性や実際の使用状況等により、個別具体的に、都道府県知事において判断していただく必要があると考えており、ご提案の詳細な基準や事例集を示すことは難しいと考えている。 そのため、引き続き、宗教法人事務の担当者が集まる研修などの機会において、積極的に都道府県の間で証明事務に関する情報交換をお願いしたいとともに、個別の証明事務に際し、登録免許税法の一般的な解釈(国税庁)や宗教法人法第三条の解釈(文化庁)に疑義が生じた場合には、必要に応じて、文化庁を窓口としてご相談いただきたい。

財務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
113	B 地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	税務署へ書面提出された添付書類についても国税連携システムにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。地方税の賦課徴収業務に要する所得税の申告情報については、国税連携システムにより、個人住民税の賦課徴収業務等において、所得税と住民税の課税計算時に特定株式等の配当等や譲渡所得等の申告の選択がなされたところではあるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。同様に、寄附金控除においても寄附先などが分からず職員が税務署で行っている。令和元年度の5月度の実績は、延べ16人、120時間を要している。	地方税の賦課徴収業務に要する所得税の申告情報については、国税連携システムにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。 一方、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書など)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書等の添付書類が必要となるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。 確定申告時期の2月～7月までの期間に、各県税事務所の作業は、多いところで職員2名が60日程度を要して行っている。	所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号「総務省自治税務局企画課長通知」)	総務省、財務省	岐阜県	岩手県、福島県、白河市、栃木県、埼玉県、蓮田市、千葉県、船橋市、練馬区、八王子市、新潟市、三条市、富山県、石川県、都留市、豊橋市、春日井市、西尾市、小牧市、京都府、大阪市、寝屋川市、兵庫県、南あわじ市、奈良県、鳥取県、島根県、出雲市、岡山県、玉野市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県	○市町村においても、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人住民税の賦課徴収業務等において、所得税と住民税の課税計算時に特定株式等の配当等や譲渡所得等の申告の選択がなされたところではあるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。同様に、寄附金控除においても寄附先などが分からず職員が税務署で行っている。令和元年度の5月度の実績は、延べ16人、120時間を要している。 ○当都道府県においても、書面申告で場合の添付書類については、賦課徴収業務等において、必要になるため、職員が税務署で転写作業を行っている。当都道府県内13税務署において、3～4月の間に集中的に転写作業を行い、本年については、総転写枚数は約5万枚、从事日数は79日(全事務所計)、従事職員は211人(延べ)であった。転写のためのコピー機も税務署へ設置させていただいている。 なお、e-Taxで受け付けた確定申告書は、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連携されることから、地方団体におかれれば、納税者に対しe-Taxの積極的な利用を周知・広報いただきたい。 また、市区町村から国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ施策を活用することでも、国定資産税分野では償却資産の賦課及び確認のため、対象部分のデータ提供が必要だが、現在の所データによる提供がないので、職員が税務署で行っている(3名×4日程度)。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。住民税賦課及び確認についても、収支内訳書等、添付書類が必要であるが、書面で提出された場合、国税連携システムでデータ提供がされておらず、職員が税務署でコピーする作業をおこなっている。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。 【財務省】 書面で提出された確定申告書については、国税側のシステムに入力された課税事務データに、読み取りを行った確定申告書のイメージデータを併せて地方団体へデータ連携しているところ、本提案の実現に当たっては、確定申告期において、確定申告書にて必要な資料の閲覧・複写作業を行っている。これらがデータ連携されることの大半が不要になると見込まれることから、当都道府県における個人事業税の賦課徴収業務等においても、事務の効率化が期待できる。また、償却資産部門においても当システムを利用しており、上記と同様の理由から、同様の効果が見込まれる。 現状において、所得税確定申告書データの早期回付のため、確定申告書の入力を優先的に行っているが、確定申告期には膨大な数の確定申告書が提出されるため、各税務署においては確定申告書の入力だけでも手一杯のスケジュールで行っているところである。 また、税務署では、申告書の入力のほか、後続の処理として、申告内容の審査、是正処理、提出や納付処理を遅滞なく適切に行う必要があるところ、本提案の実現に当たっては、現状の申告書の入力事務も含めた税務署の事務に影響が生じないよう検討する必要があるなど、地方団体における効率化される事務量と税務署における増加する事務量の比較のほか、必要なシステム改修費、人件費、作業スペース確保のための賃料等も踏まえ、行政全体としての費用対効果を十分に検証する必要がある。 なお、青色申告決算書や収支内訳書は、確定申告期間後に順次システムに入力しているが、必要とする3月～4月に確定申告書データと併せて青色申告決算書等のデータを地方団体へ連携するためには、入力事務を確定申告期間中に前倒しなければならない、入力担当部門における事務負担が過大となり、確定申告書データの回付が遅れることとなる。 これに加えて、約1,200万件の青色申告決算書等以外のその他の書面提出分の添付書類を全件データ入力することは、入力するためのシステム改修が必要となるほか、現状の確定申告書の入力事務量に、更に同等以上の入力事務量が上乗せされるため、入力担当部門における事務量が大幅に増加することとなる。 従って、新たな入力データを地方団体へ連携するためのシステム改修等に相当程度の費用が掛かるのみでなく、各税務署におけるシステムへの入力事務量が現状よりも大幅に増加することとなり、確定申告書等の入力事務に遅れが生じることで、地方団体への早期回付ができなくなることから、提案事項の実現は難しいものと考える。 なお、e-Taxで送信された確定申告書については、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連絡されるため、納税者利便のみならず国・地方双方の事務の効率化に繋がることから、国税庁としては引き続きe-Taxによる確定申告を積極的に推進していくこととしており、地方団体におかれても、国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ施策等のe-Taxによる申告の推進に引き続き、積極的な御協力をいただきたい。	各府省からの第1次回答		

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
113	<p>支障事例に示したとおり地方自治体では、コピー作業に毎年多くの人員と時間を割かれており、多大な負担となっている。</p> <p>提案が実現されれば国の負担が増加することになるが、国・地方自治体を通じて事務の効率化が図られると思われるため、行政全般としての費用対効果をしっかりと検証の上、ご検討いただきたい。</p> <p>また、e-Taxの利用率向上についても、積極的な対策を推進していただきたい。</p>	<p>【連田市】 デジタル手続法により、政府はオンライン実施を原則としている。民間事業者を含めてコネクティッド・ワントップを実現するために国は地方自治体にも情報の提供その他の必要な措置を講ずる必要があると考えられる。</p> <p>財務省の回答では「青色申告決算書等や収支内訳書」を確定申告期間後に順次システムに入力しているとの事だが、コネクティッド・ワントップを実現するためシステムに入力された「青色申告決算書等や収支内訳書」の提供を毎年4月～5月に国税連携システムで回付する措置を講じていただきたい。</p> <p>【船橋市】 財務省の回答に地方団体における効率化される事務量と税務署における増加する事務量の比較が必要との記載があった。このことについて、提案団体及び追加共同提出団体等から示された支障事例の中では個別に具体的な事務量(日数や人件等)の提示があったが、税務署として増加するであろう事務量の増加の見込みをご提示いただいた上で、比較内容や定期的に見た際の費用対効果をデータとしてお示しいただきたい。</p> <p>【春日井市】 求められた課題の具体的な内容として、国税連携システムを通して連携されるデータのうち、添付データ(画像データ)の内容の拡充を求める。回答があつたように連携されるXMLデータの入力項目の拡充が論点となっているわけではなく、各自治体が税務署へ調査に付き、現地で資料を逐一する作業に膨大な時間と人が割かれていることが課題である。画像データの拡充であれば、データ入力の伴わない事務であると指摘されるため、検討されている程度の大事務量や経費の増加は想定されない。申告書の資料編集については、各自治体から税務署へ職員を派遣し作業を行っているが、連携される画像が拡充されるのであれば、後の調査事務に係る時間を縮短化業に回すことでも、税務署での資料整理でのスピードを上げることができる。コストとして懸念される事項は、イメージデータ作成によるスキャニング機器の性能と資料編集作業や資料保管を行うためのスペース確保及びデータ量が拡大することでのサーバ容量、拡充等が想定される。しかし、これらそのためのコストについては、管内自治体からの人員応援による税務署の人件費の削減や、e-Taxによる申告へのシフトチェンジによる業務量の削減から相殺されると考えられる。また、回答された内容に係る増加コストと比較しても、極めて小さいコストで各自治体の業務削減を図ることができるため、三税協力の信頼関係の強化を推進するためにも連携データの拡大を求める。</p> <p>【南あわじ市】 添付書類の入りされたデータが届かなくとも、イメージデータさえあれば、住民課税に必要な情報が確認できる。添付書類のイメージデータを送信できないものか、検討していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【総務省】 国税省から聞き取ったところによれば、本提案の実現にあたっては、各税務署において、確定申告書類と併せて添付書類をデータ入力する必要が生じることから、特に確定申告期間中にいて、国税当局に多大な事務負担が生じることが想定される。仮に添付書類のイメージデータ(e-Taxデータ)の提供を行う場合、イメージデータを作成するための各種添付書類の入力事務が発生することとなる。それらの事務を確定申告書の処理と同時に行うことは、申告受付の繁忙期においては非常に困難であり、地方団体の職員決定業務に間に合ひようには該当データを提供することは難しいと考えられる。 申告書の受付業務等を担う国税当局の負担やイメージデータの提供を受けるための方針側のシステム改修等を考慮すると、現時点では提案事項の実現は難しいものと考えられるが、地方団体のご意見を踏まえ引き続き国税当局と検討を進めてまいりたいと考える。 なお、e-Taxで受け付けられた確定申告書は、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連携されることから、地方団体におかれても、納税者に対するe-Taxの積極的な利用を周知・広報いただきたい。 また、市区町村から国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ機能を活用することで、e-Taxによるデータ連携がされることとなるため、市区町村におかれても本施策を積極的に活用いただくとともに、都道府県におかれても市区町村に対し導入に際しての助言等を行っていただきたい。</p> <p>【財務省】 （概要） 提案の実現に当たっては、国税全般の増加事務量、システム改修・機器等整備費用、人件費、地方団体の事務量減少や地方団体のシステム改修・機器等整備費用に多大な影響があると考えられる。 また、添付書類等を含めた場合にはスキャン等の事務が発生するが、当該入力業務量の増加に伴い、申告書の回付自体が大幅に後ろ倒しになることで、地方団体の課題決定等にも遅延が想定され、加えて、納税者からの苦情等の増加が予想されることから、ご要望いただきたい対応は非常に困難である。 e-Taxであれば、受信データは全て地方団体に回付されるため、上記のような課題は発生せず、国税庁としてはe-Taxを利用した申告の推進に積極的に取り組んでいるところである。地方団体におかれても、地方団体からのデータ引継ぎを実施していただきなど、更なるe-Taxの利用拡大にご協力いただきたい。 （具体的な内容） 画面の確定申告書に添付される青色申告決算書・収支内訳書、所得の内訳書及び各種控除の関係書類など(以下各種添付書類)という。)のデータ連携を実現するためにには、現状において入力を行っていない各種添付書類についても入力が必要となる。 地方団体からの開帳事務など、行政全般としての費用対効果を詳細に把握することは困難だが、地方団体からの提案を実現するに当たっては、国税当局において各種添付書類のデータを入力するためのシステム改修・機器整備費用等が甚大なものになると予想される(青色申告決算書や収支内訳書を除き、書面で提出された添付書類については現状入力を行っていないため、それを入力するためのシステム開発が必要)。 また、各税務署においては、1月～4月頃までの間は、申告相談、確定申告書の入力、申告誤りの是正等を行っており、大量の確定申告書を処理するために職員が超過勤務を行い、各種事務に応じているのが現状である。このため、これらの事務に加えて、各種添付書類を入力し、入力した内容をデータ連携の場合、マンパワーが不足があるほか、申告誤りのある納税者に対する是正連絡が遅れる可能性があるほか、制度面からもe-Taxの利用による追加雇用が必要となる(人件費の増加)。 さらに、現状においては、確定申告書の内容を地方団体に回付することを優先して申告書入力や内容審査等の作業を行っているが、各種添付書類の入力を確定申告書の入力と並行して行った場合、確定申告書の地方団体への回付時期が遅れる可能性があるほか、制度面からもe-Taxの利用による追加雇用が必要となる。 国税庁においては、スマートを利用して申告など、納税者が自宅等からe-Taxを利用した申告を行うことができるよう、環境整備を行なうとともに、各種広報媒体を通じて周知・広報を行い、e-Taxを利用した申合の推進に取り組んでいるところである。また、令和2年分の確定申告からは、青色申告特別控除(65万円)を適用する場合はe-Taxを利用した申告が要件となるなど、制度面からもe-Taxの利用に向けた法改正がなされている。 国税庁としては、納税者による自宅等からのe-Taxを利用した申告や地方団体からの申告書等のデータ引継ぎを推進・拡大することにより、地方団体からの提案内容が解決する考えているため、引き続き、地方団体におかれてもこれらの取組、特に地方団体からのデータ連携に、より一層のご協力をいただきたい。</p>			